

1 月臨時教育委員会会議録

開催年月日	令和6年1月31日（水）
開催時間	午後1時00分
開催場所	青少年センター 3階 集会室
出席委員	浦上 教育長 村本 教育長職務代理者 水野 委員 岩井 委員 藤井 委員
出席職員	原田副教育長・小山教育監・太田次長・木下次長・辻内次長兼生涯学習課長・川添教育政策課長・黒井学校教育推進課長・大本教育政策課長補佐

【浦上教育長】 それでは、1月の臨時教育委員会を開会いたします。よろしくお願いいたします。まず、本日の会議録署名委員に村本委員を指名しますので、どうぞよろしくお願いいたします。なお、本日の会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に規定する定足数を満たしているため、成立していることをご報告いたします。

{議案審議}

【浦上教育長】 次第の1、議案審議に入ります。

なお、本日予定されております議案第6号につきましては、人事案件でありますので、本案件に関わる審議は非公開として、また関係者のみで審議をしたいと思います。委員の皆様方、よろしいでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 全委員異議なしと認めます。よって、本議案については非公開とすることといたします。

議事の進行の都合上、この案件につきましては、他の議案の審議及び報告等がすべて終了した後に行いたいと思います。

【浦上教育長】 それでは、議案第4号「八尾市における部活動等のあり方に関する方針策定の件」について、審議いたします。提案理由の説明を川添教育政策課長よりさせていただきます。

【川添教育政策課長】 それでは、ただいま議案となりました、議案第4号「八尾市における部活動等のあり方に関する方針策定の件」につきまして、ご説明申し上げます。本件は、八尾市における部活動等のあり方に関する方針を策定するにつき、教育長に対する事務委

任等に関する規則第2条第1号の規定により、委員会の議決をお願いするものです。

提案理由についてでございますが、八尾市立中学校に在籍する生徒が将来にわたり、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するとともに、学校における働き方改革を推進していくことをめざし、平成31年に策定した「八尾市運動部活動の在り方に関する方針」及び「八尾市文化部活動の在り方に関する方針」を統合して新たな方針を策定するため、本案を提出するものです。

それでは、お手元配付の「八尾市における部活動等のあり方に関する方針」をご覧願います。本方針につきましては、国のガイドライン及び大阪府の方針を踏まえ、この間、検討会議や学校現場部会、中学校校長会との意見交換会において、さまざまなご意見をいただきながら、検討を重ねてまいりました。

1ページをご覧ください。I章「はじめに」では、方針策定の経緯や趣旨、方針の位置づけなどの基本的な事項を、1ページから2ページに記載しています。「方針の位置づけと構成」としましては、2ページにお示しの図表1のとおり、現行の運動部活動と文化部活動の在り方に関する方針は、今回の方針の「III 学校部活動」に統合して改定いたします。また、「IV 部活動改革の方向性」以降の3つの章の内容をもって、国のガイドラインで示されています「部活動改革に向けた推進計画」としての位置づけも持たせております。次に、「方針が対象とする活動と期間」ですが、対象とする活動は、中学校に在籍する生徒が参加する学校部活動及び地域クラブ活動とし、本方針が対象とする主な期間は、国が示した令和5年度から令和7年度までの改革推進期間とし、今後も国や大阪府の動向に注視しつつ、モデル事業の検証等も踏まえ、適宜、必要な見直しを行うこととしています。

3ページをご覧ください。II章の「学校部活動の現状と課題」では、学校部活動の意義や、八尾市の学校部活動の現状や課題を3ページから6ページに記載しています。

7ページをご覧ください。III章の「学校部活動」では、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動に向けて学校として遵守すべき点を示しており、このIII章の内容を踏まえ、学校長は、学校としての方針を策定することとなります。なお、このIII章については、現行の運動部及び文化部の方針の内容を引き継いでおり、その上で、国のガイドラインや府の方針の改定内容を踏まえて整理したものとなっています。

次に、11ページをご覧ください。IV章の「部活動改革の方向性」では、本市では、子どもたちのことを第一に考え、子どもを主人公にした活動のカタチで部活動の改革を進めていくこととし、改革を進めていくにあたっての、基本的な考え方や方向性を示しています。これまで培ってきた学校部活動の意義を継承しながら、子どもを主人公にした新たな活動のカタチで段階的に学校部活動の地域連携や地域移行を進めていくことを、「基本的な考え方」としてお示しし、①少子化による影響、②生徒のニーズとの乖離、③教職員の負担と指導者の不足、といった学校部活動における課題の解決に向けて、本市では、「拠点校方式の導入」と「部活動の地域移行」の2つの方策を「基本的な方向性」として、部活動の改革を進めていくとしています。

まず、1つ目の方向性である「拠点校方式の導入」についてですが、拠点校方式とは、在籍校で部員数が少なかったり、希望する部活動がなかったりする場合に、複数校の生徒が拠点校となる一つの中学校に集まって合同で活動する方式です。この方式の導入により、

中学校全体の部活動を適正な規模とし、少子化が進む中でも、生徒のニーズに応え、継続的に部活動を実施していくとともに、学校部活動に関わる教職員の負担軽減を図ることをめざします。

次に、12 ページをご覧ください。2つ目の方向性である「部活動の地域移行」についてですが、部活動の地域移行により、地域団体や民間事業者といった学校以外の運営のもと、外部指導者を活用し、顧問となる教職員の確保が困難な種目へ対応するとともに、新たな種目の活動を設置することで生徒の多様なニーズに応えていきます。また、部活動の指導を、地域団体や民間事業者等の外部指導者も担う形態としていくことで、教職員の負担軽減を図ることをめざします。

次に、14 ページをご覧ください。部活動改革に向けた取り組みのロードマップを図表9に示しています。具体的には、「拠点校方式の導入」と「部活動の地域移行」のそれぞれについて、令和5年度にモデル事業の実施に向けた制度設計等を進め、令和6年度及び令和7年度には、モデル事業を含めて段階的に実施していき、それらの効果検証を踏まえて、令和8年度以降に本市として最適な実施形態で取り組みを進めるとしています。ただし、モデル事業等での効果検証の結果、令和8年度以降に地域移行が困難と見込まれる場合には、生徒の活動機会の確保や教職員の働き方改革の視点を踏まえた上で、現状の部活動を基本とした展開も想定しています。

次に、15 ページをご覧ください。V章の「部活動改革に向けた取り組み」では、IV章にそって部活動改革を進めていくにあたっての、課題や取り組み内容などを記載しています。

まず、「1 拠点校方式の導入」については、「(1) 学校部活動としての拠点校方式の検証」として、中学校全体の部活動の状況を把握した上で、各中学校の部活動の設置状況、種目や部員数に応じた適正な部活動の規模を考慮した上で、学校部活動として拠点校方式の導入が可能な種目や学校があるかということを検討していきます。

次に、「(2) 合同チームをベースとした検証」として、学校部活動としての拠点校方式の試行実施とは別に、運動部において、現在も実施されている形態である合同チームをベースとしたモデル事業を実施し、複数校が集まって活動するという点での拠点校方式の導入に向けた検証と、外部指導者の活用も行うことで、地域クラブ活動への移行も見据えた検証を行います。

次に、16 ページをご覧ください。「2 部活動の地域移行」については、地域移行に向けた課題と取り組みの方向性を項目ごとに記載するとともに、「大会等への参加」や「生徒、保護者、教職員等への周知」について、22ページにかけて記載しています。

次に、23 ページをご覧ください。VI章の「推進体制」では、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行といった部活動改革を進めるにあたっては、多くの関係者が連携・協働して、段階的・計画的に取り組む必要がありますので、その進め方や推進体制をお示ししています。

以上、甚だ簡単な説明でございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【浦上教育長】 ありがとうございます。申し遅れましたが、第4号と次の第5号は、

1月24日（水）に開催された教育政策会議の中で審議された内容でございます。教育委員会議での議決を要する事項のうち、特に重要なものに関しては、教育政策会議にて審議したものを議案としてあげておりますので、そういう認識でお願いしたいと思います。ただいま提案理由の説明がございましたが、委員の皆様方、何か質疑等ございませんでしょうか。

【岩井委員】 このように23ページにわたって、丁寧に冊子にまとめていただいております。ここまで来るのに、市長部局とも連携しつつ、生徒や保護者、先生方にもアンケートをとったり、校長会やスポーツ団体などたくさんの方々の関係する方々とも、意見交換や協議を重ねてくださったり、さぞかし大変だったのだろうと思います。とりわけ部活動改革、地域移行については、地域の実情に合った方法と、段階的な整備が不可欠ですので、八尾市版部活動改革、八尾市版地域移行という八尾ならではの実現をめざして、今のタイミングでこのようにまとめて、計画してくださったものと理解しております。16ページからは、部活動の地域移行に関わるさまざまな課題に対する、取り組みの方向性が丁寧に示されていますが、その課題を乗り越えるにあたっては、予算面も含め、それが高い壁であったり、また次の新たな課題が出てきたりと、かなりしんどい状況になることも予想されます。ですが、飛行機でいうと、もう飛び立っているのですから、八尾市の実情に応じた、八尾市ならではの実現を、学校関係者はもとより市民の理解と協力のもと、PDCAのサイクルをしっかりとまわして、可能な限り早急に安定した着陸ができるよう、頑張ることが大事で必要なことだと思っておりますので、大変でしょうが、国の動きも注視しながら、頑張ってくださいますようよろしくお願いいたしますと思います。

【浦上教育長】 今回の岩井委員のメッセージにあったように、事務局大変やったと思います。これからもいろいろいっぱい課題があると思うけど、乗り切ってやっていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。
ありがとうございます。

【水野委員】 まとめていただきありがとうございます。私、去年の9月に文科省のオンラインのZoomでの研修会に出させていただいて、静岡それから千葉の教育長、教育委員の方とのディスカッションの中で、例えば千葉県柏市は、休日、1人2000円ぐらいを徴収してやっているということを柏市教育委員会の方に、苦労話を少し伺いました。それから、静岡の教育長のお話だと、やっぱりその市町村だけでなく周辺の地域が非常に影響すると。ですから、八尾市だけではなくて、中河内地区とか大阪府内ということでの、試合をするものもあるわけですから、そういうところの地域移行等が、どういう形になってくるかっていうのも非常に影響するというふうに聞いております。その辺をクリアされるような図表9のロードマップを策定していただいたと考えております。1点だけ本当に基本的なことの確認ですけれども、地域移行になった場合は、研修会でもいっていたんですが、学校管理下ではないということになると、指導者も兼業をするということになるので、第3の団体の責任において運営がなされる、例えばさまざまな小さなけがとか生じた場合でも、そこでのケアが道義的には学校の先生方の対応は十分ありうると思うんですけ

ど、そこはそういう理解でよろしいでしょうか。

【川添教育政策課長】 おっしゃっていただいた通り、学校管理下の活動から学校管理外の活動になりますので、そういったけが等につきましても、基本的に運営団体、受託する方で対応していただくことになります。

【水野委員】 ですから、そういうことも含めて、令和6、7、8年にそこを総合的に判断していただくということですよ。

【川添教育政策課長】 はい、そういう責任体制ですとか、あと仮に民間事業者をお願いした場合に、どういった指導者がつくのかといったことや、コストの面。あとは大きく展開した場合の運営の体制というところも、まずは小さなモデル事業の中で、その先のところもしっかり検証していけたらと考えています。

【水野委員】 ご説明ありがとうございます。これまで案を作成いただくだけでも大変な労力があつたと思います。これから実際に試行ということになりますので、またさまざまな問題が出てくるとは思いますが、ひとつずつクリアしていただけてということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【藤井委員】 私も感想になります。調査と分析とにすごく時間をかけて、さらに誰が読んでもわかりやすいように、このようにまとめてくださつてることへの驚きとともに、感謝を申し上げたいと思ひます。拠点校方式とか地域移行とかの情報ですけれども、今まで私たちが学校に通つたときには想定がなかつたことですので、そういったところで親の世代とか、地域の方々にご説明いただくときには、今までにあつたものだけじゃなくて、もしかしたら新しい部活も始まるかもしれないですし、よりよいクラブ活動を、より楽しく、これは将来に向けて子どもたちにとってすごく良いものなんだという、明るいイメージで受け取ってもらえたらいいなと思つております。以上です。

【川添教育政策課長】 おっしゃっていただいたように、例えば拠点校方式でしたら、学校間の移動が伴うなど、子どもたちに不便をかけるところもありますが、これまで培つてきた歴史あるこの八尾の部活動が大切にしてきたものを継続していくということ、まず大切に、しっかりやつていきたいと考えています。

【浦上教育長】 私のほうから少し。やっぱりこれをやるうえで、軸として持つておかないとあかんのはですね、子どもたちが将来にわたつてスポーツが好きであるとか、あるいは文化活動が好きやというふうにつなげていく。それが一番大きな目的だと思うんですよ。よく言われるのは、小学校でこんなクラブしてたけれども、中学校・高校で違うクラブやるとか、大学へ行つてまた違うクラブをするという話です。そういうのはね、いいと思うんですよ。やっぱりその子たちが、その時代その時代に「こんな部活やつてみたい」という、これが生涯学習の指針です。文化活動も一緒です。生涯学習する意味をしっかりと、

私たち事務局もとらえておかないとあかんと、私は思っているのですが、このあたりは、この前の教育政策会議などでも、常々私の方から、事務局の職員さんにお話をしていますので、その観点だけはぶれないようにということを言っています。

もう1つは、これからモデルを実施するわけでしょう。その効果検証といいますか、実際やってみてどうなんや。子どもにとってどう、保護者にとってどう、地域の方々がどう思っておられるのか、その辺も踏まえながらしっかりと効果検証していくことが大事だという話をしています。これが1年後2年後に、この八尾市の事業がどう発展しているかということに一番大きく関わっているとしますので、そのあたりも踏まえながら、事務局の皆さんと私とを含めてですね、進むべきだと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

【浦上教育長】 ほかに質疑ございませんか。ないようですので採決に移らせていただきます。議案第4号につき原案どおり可決することにご異議ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 全委員異議なしと認めます。よって、議案第4号「八尾市における部活動等のあり方に関する方針策定の件」につきましては、原案どおり可決いたしました。

それでは引き続きまして、議案第5号「八尾市立学校における校務員の今後の方向性の決定の件」につきまして審議をいたします。

提案の説明を川添教育政策課長からお願いします。

【川添教育政策課長】 それでは、議案第5号「八尾市立学校における校務員の今後の方向性の決定の件」についてご説明申し上げます。

本件は、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1号の規定により、委員会の議決を求めるものです。提案の理由でございますが、本市として推進する行財政改革の方針に基づき、八尾市立学校における校務員の円滑な業務の遂行を目的として、今後の校務員の働き方に関する方向性を示すため、本案を提出するものです。

それでは、お配りしております資料「八尾市立学校における校務員の今後の方向性【案】」の1ページをご覧ください。

はじめに「1. 校務員の職務」につきまして、「1-1 位置づけ」では、校務員は学校長の指揮監督のもと、この後に説明します職務内容を基本としつつ、それぞれの学校の施設の特徴や習慣等に留意しながら、円滑に学校運営が行われるように業務を行うこととしております。また、学校管理職は、校種による相違や各学校の実態等を認識し、適切な勤務条件を配慮するものとしております。

次に「1-2 職務の内容」では、「八尾市立学校に勤務する単純な労務に雇用される一般職に属する職員の職務に関する規程」に定めております校務員が行う職務の内容を示しており、大きく分類しまして・(1) 学校清掃業務・(2) 校舎などの維持整備業務・(3) 学校の運営に関する業務・(4) その他学校運営上必要な軽易な業務があります。

次に3ページをご覧ください。ここでは校務員の1日の作業例を示しております。

次に4ページをご覧ください「(2)業務の特徴」としまして、ここでお示ししております「①経験とノウハウ」、「②教員との連携」、「③教育現場ならではの工夫」など校務員自身の経験や知識の活用した臨機な対応が求められております。また、「(3)果たしている役割」としまして、学校内や学校周辺の環境整備、各種行事の補助、登下校の見守り補助など、これまでも校務員が地域からの信頼の獲得にあたって果たしている役割は大きいといえます。さらに、職務内容としては規定されてはおりませんが、教員とは異なる存在として、児童・生徒の相談役としての役割や校区の見守り活動など、さまざまなところで学校運営を支える貴重な役割を果たしております。

次に5ページをご覧ください。「2. 任用条件・研修」としまして、「2-1 任用形態別の条件」では、校務員には、正規職員と会計年度任用職員の2つの任用形態があり、それぞれの勤務条件などを示しております。勤務時間や給与の面で違いはありますが、基本的には両者とも同一の業務を行っております。「2-2 研修実施状況」では、令和元年度から令和4年度までの研修の内容を示しております。なお、研修の実施にあたっては、正規職員で構成員される校務員研修検討委員会で内容を検討し、全校務員を対象に研修を実施しております。

次に6ページをご覧ください。「3. 配置状況」につきまして、「3-1 任用形態別配置状況」では、令和2年度以降は、正規職員の新規採用は行っておらず、退職に伴う補充は、会計年度任用職員を配置することで対応しております。「3-2 年齢構成」では、令和5年4月1日時点で、正規職員31名、会計年度任用職員12名が在籍しており、会計年度任用職員の高年齢化による体面での負担が課題となっております。

次に7ページをご覧ください。「4. 行財政改革に向けた取り組み」につきまして、「4-1 概要」では、これまでの行財政改革に関する取り組みの概要を示しております。令和元年11月に策定された「新やお改革プラン実行計画」における取り組みとして「トップランナー方式及び地方行政サービス改革の取組み対象業務等の運営手法の見直し」が計上され、小・中学校に係る業務のうち校務員が担っている業務が見直し対象業務の一つとされました。この取り組みの推進に向けては、庁内検討会議が設置され、令和2年11月に検討結果の報告書がまとめられ、基本方針とともに、具体的な取り組み内容、職員削減数の見込み、効果額の見込みなどが示されたところです。「4-2 報告書に示された取り組み内容」では、報告書における校務員の見直し内容を示しております。「①人員体制のスリム化」としては、退職者不補充とともに、業務の効率化に向けた方策として、小中学校の複数校をグループ化した上で、1グループに複数名の校務員の配置し、日々の業務に応じて各学校に校務員を派遣する方式である「ステーション化」により1校1名体制の見直し、配置職員数を減員していくことや、民間委託の推進といった取り組みが示されました。「③効果額等のまとめ」としては、幼稚園の閉園および先のステーション化による会計年度任用職員の減員により、令和8年度末時点で総額2億8千万円の効果額を見込まれました。

次に8ページをご覧ください。「5. 行財政改革に向けた取り組みに関する検証・確認」といたしまして、報告書で示された取り組み内容について、現在の取り組み状況や効果額の現状、学校校務との親和性や手法の妥当性の検証、そして、他自治体における取り組み状況を示しております。「5-1 現在の取り組み状況」では、報告書で示された人

員体制のスリム化に関する取り組み内容とその現状を示しております。この間、報告書では見込まれていない正規職員の4名の退職がありましたが、新たな正規職員の採用は行わず、1校1名体制の必要な人員のみ、会計年度任用職員（短時間）の配置により対応しております。その結果、報告書の下段に記載のとおり、見込んでいた効果額を大きく上回る成果が得られております。

次に9ページをご覧ください。「5-2 人員体制のスリム化に向けた取り組みの検証」としまして、「(1)退職者不補充等」につきましては、先ほど説明いたしましたとおり、正規職員による補充は行わず進めてきたところです。「(2)業務の効率化等」につきましては、業務の効率化策として示されている「ステーション化には、人件費の削減という点では効果はあるものの、学校校務の業務実態に照らした場合に、・1つに、校務員による急ぎの対応が必要となるような場面もあるが、不在時の場合、対応が難しい・2つに、校務員が不在となる学校が発生するため、校務員配置のバランスが難しい・3つに、1人あたりが担う業務量が増え、業務の質が低下する、といった課題が生じます。また、「(3)民間委託の推進等」につきましては、手法として想定される業務委託及び人材派遣について、それぞれメリット、デメリットを整理しており、メリットとしましては、業務委託、人材派遣とも、依頼する業務内容によりますが、費用の削減が見込めるものの、デメリットとしまして、業務委託では校務員への直接指示ができないこと、人材派遣では業務の質が派遣される人材に左右することが想定されます。特に校務員は、校長や教員による指示や依頼により動くことが多く、業務委託の場合は直接の指示ができないことにより、業務を担う作業員とは別途配置する業務責任者を通じて指示や依頼を行う必要があります。また、学校校務全体について包括的に委託等を行う場合は、その担い手を見つけることが困難なことも想定され、また、業務を切り分けて委託する場合、全体として経費が膨らむことも想定されます。「5-3 他自治体における取組状況」では、「(1)ステーション化の状況」につきましては、ステーション化は、平成20年度の岡山市における包括外部監査報告書において、学校校務の効率化を進める方策として示されたものでありますが、岡山市においても、検討の結果、同方式の採用には至らず、令和4年度現在、本市と同様、正規職員と会計年度任用職員を1校1名配置し、業務が行われております。

次に10ページをご覧ください。「(2)中核市における状況」につきましては、令和元年度に、中核市(58市)を対象とした「学校用務(校務)職員に関する調査」が行われており、調査時点において、学校校務の委託化は進んでいるとはいえません状況であります。なお、業務委託等を実施している自治体においても1校1人以上の配置人数は確保しております。「(3)府内自治体の状況」につきましては、令和4年11月に府内43市町村へ調査した結果、任用の形態では、正規職員と会計年度任用職員の併用により配置している自治体が最も多く、一部の自治体では外部委託の導入も進みつつあることがわかりました。

次に11ページをご覧ください。【配置の状況】では、1校1人以上の配置としている自治体が大半であり、1校1人を下回る基準で配置しているのは2市のみでありました。

【ブロック化、グループ化の実施状況】では、43市町村中、17市町村がブロック化・グループ化をすでに実施しております。【外部委託の実施状況】は記載のとおりであります。

次に12ページをご覧ください。「6. 今後の方向性」としまして、これまで説明しま

した校務員の業務や配置の実態や行財政改革の動きに関する検証などを踏まえ、本市の市立学校における校務員の今後の方向性について示しております。具体には、学校校務の実態から、1校1名の配置体制は維持しつつ、現段階では、業務委託等の手法は用いず、正規職員と会計年度任用職員の配置を基本に、正規職員の役割をあらためて整理し、全体での校務員の円滑な業務の遂行を図るとともに、質の高い業務を維持していけるような体制の構築をめざした方向性としております。1点目は、「市内学校をグループ」としまして、市内学校43校を、中学校区単位を基本にグループ化することとしております。2点目は、「1校1名配置を維持しつつ配置体制を見直し」としまして、・1校1人（高安小中学校は2人）の配置基準により、校務員を配置していく。・各グループに正規職員によるグループリーダーを配置する。・各グループのグループリーダー以外の正規職員は、グループリーダーを補佐する役割を担う。こととしております。3点目は、「正規職員として担う役割」としまして、正規職員は、各グループのリーダー及びその補佐役として、グループ内での連携を率先して図る役割を担うこととしております。【グループリーダーの主な役割】としましては、・人事異動に伴うグループ内の円滑な業務の引継ぎを行うとともに、他グループとの連絡調整やグループ内研修の企画などにより、市全体としての学校校務のノウハウを共有していくことで、業務レベルの維持・向上を図ります。・また、グループ内メンバーの業務のカバーが必要となる場合の対応や、複数人数で対応した方が効率的な業務への対応など、グループ内における業務の相互支援の調整を行うこととしております。4点目は、「配置体制の検討」としまして、正規職員の退職や社会状況の変化等により、配置体制の見直しを行う場合には、八尾市職員数管理目標をはじめ、市全体の方針に沿って検討を行うこととしております。

説明は以上となります。

【浦上教育長】 ただいま提案理由の説明がございましたが、委員の皆様、何か質疑等ございませんでしょうか。

【岩井委員】 感想ですが、学校にとって校務員さんはいてくださらないと非常に困る大事な大事な職員の1人ですので、1校1人配置を維持していく方向が出て、元学校にいた者としてもよかったなど、少しほっとしているところです。

【水野委員】 業務の特徴の4ページのところですが、かなりしっかりヒアリングをしていただいたと感じております。私は長くスクールカウンセラーをさせていただいていましたけど、10時頃に登校する子どもの安全確保していただいたり、少し話し相手になっていただいたりと、チーム学校として、他者の視点というか、新たな視点の大人がいるということはずごく大事なことですし、職業体験としても実地でさまざまなものをなおされたりするので、そういう工具が好きだったり、現地が好きだったりという子どもは多くて、そういうところで本当に支えていただいたところがあって、ステーション化はあるものの、校区で1人と、正規職員と会計年度任用職員で回して、行財政改革っていうのは、もう避けて通れないところがあって、そこをうまく工夫をしていただいたということに感謝申し上げます。

【浦上教育長】 私のほうからは、12 ページの今後の方向性のところで、1校1人配置を維持しつつ配置体制を見直しのところですが、中学校区でそういう人員配置をしてグループリーダーを決めますよね。やっぱり責任あるグループリーダーさんになる方の気持ちを、しっかりと委員会はとらえていかなあかんと思うんです。ある校務員さんと話していたら、「私は、うちの校区で優秀じゃないんです。」とか「まわりの皆さんと話す機会が少ないです。」とおっしゃるんですよ。グループリーダーになるには、相当気合いを入れなあかんと思いますが、そのあたりはどうですか、事務局。

【川添教育政策課長】 先ほど申し上げました通り、校務員の中には正規職員と会計年度任用職員がいるということで、やはり正規職員はそれ相応の給料とか、責任を伴って勤務してるわけですので、その正規職員の方にグループリーダーということを担当させていただいて、ただ固定化するものではないですのでその中でまわしていく形で、どなたにもそういうリーダー的な役割を担当させていただこうとは考えております。そういったことを通じて、各グループのノウハウとか、あと業務の質の向上を図って、今後も八尾市立、八尾市内の学校には、この校務員はやっぱり1校に1人必要なんだというところを確立していきたいと考えております。

【浦上教育長】 校務員のあり方は、長い時間をかけて事務局が議論してきましたが、校務員さんとも話をする中で、最終的にこのような方針を決めたわけです。岩井委員がおっしゃった、学校の中での校務員さんの位置付けといいますか、役割といいますか、そして子どもから見た校務員さんの姿。そのあたりは私も現場にいたのでよくわかるんです。校務員室へ子どもたちが行くことがあるんですよ。行って校務員さんと話をしてる。先生には言いにくいんですけど、校務員さんには言える、とかね。さきほど水野委員も言っておられたけれども、いろいろあって子どもが遅れて登校してきますわ。でも先生は指導してるんですよ、そういうとき。校務員さんが、校門あたりで掃除してはるときもあります。そこで一言「よう来たな。」とか「また話をしにおいでや。」とか声かけてくれはりますよね。子どもにしたら、めちゃくちゃうれしい、ありがたい。校務員さんには、そういう力とか役割があると思います。環境美化だけの話じゃないと思います。私がいつも言っているのは、「給食の調理員さんとか校務員さんとか、いろんな仕事をしてはる人がいるけれど、学校の中で同じ屋根の下で過ごす人間だから、みんな先生と呼ぼう。」と、中学校の校長のときに言っていました。そこが一番大事じゃないかなと思います。教育現場で言えばね。だから、そういう思いを持ちながら、行財政の視点も合わせながら、こういうプランを立てたということで、ご理解をいただけたらと思います。

ほかはどうですか。ないですか。ないようですので採決に移らせていただきます。議案第5号につき原案どおり可決することにご異議ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 全委員異議なしと認めます。よって、議案第5号議案第5号「八尾市に

おける部活動等のあり方に関する方針策定の件」につきましては、原案どおり可決いたしました。

以上で、公開部分は終了しましたが、傍聴者がいませんので、引き続き非公開審議に入ります。

(以下、非公開審議)

【浦上教育長】 それでは、議案第6号「令和6年度八尾市教育委員会の人事に関する件」について審議いたします。提案理由を木下次長より説明願います。

【木下次長】 それでは、ただいま議題となりました議案第6号「令和6年度八尾市教育委員会の人事に関する件」についてご説明いたします。本件は、令和6年度八尾市教育委員会の人事に関することについて、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第4項の規定により、委員会の承認を求めるものでございます。

提案の理由でございますが、令和6年度八尾市教育委員会の所管に属する学校の職員の人事に関する内申を大阪府教育委員会へ提出する必要がありますので、小・中学校、義務教育学校の管理職人事について、本案を提出するものでございます。また、教育委員会事務局内部の人事につきましては、3月に議案として提出させていただきます。それでは、別添の資料をご覧ください。

(以下、資料に基づき説明)

【浦上教育長】 ただいま提案理由の説明がありましたが、委員の皆様、何か質疑ございますか。

【岩井委員】 配置するにあたり、考慮した部分を教えてください。

【木下次長】 令和6年度の管理職人事を考えるにあたり、特に次の4点を重点といたしました。1点目は、人権教育の推進、旧同推校の取組みの維持、発展、2点目は、生徒指導面等、さまざまな課題への対応、3点目は、小中一貫教育、地域連携推進、4点目は、教頭や教員の育成です。また、新任校長・教頭が、自身の力を発揮できるよう、現在または過去の勤務歴を考慮して配置案を作成いたしました。

【藤井委員】 次年度に向けて、熟慮された点はどのような点ですか。

【木下次長】 今年度より段階的に定年が延長されており、特例任用や特別選考等の制度を活用しながら、管理職同士がスムーズに連携して学校運営ができるよう、育成の視点も踏まえ、安定した管理職言配置ができるよう検討いたしました。

【水野委員】 今後も、教育委員会の意図を明確にした適切な配置と、学校への指導と育

成、できるだけ本人の意向等も踏まえた配置に努めていただくようお願いします。

【木下次長】 今後も、件数としては減少傾向と思われませんが、管理職員の複数退職・満了は続きます。山積する課題対応や小中一貫教育が充実できるよう各校区での配置を考えるとともに、「八尾市立学校教職員人事基本方針」に則り、適切に配置してまいります。

【浦上教育長】 それでは、他に質疑がないようですので、採決に移らせていただきます。議案第6号につき、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 全委員異議なしと認めます。よって、議案第6号「令和6年度八尾市教育委員会の人事に関する件」について、原案どおり可決しました。

他に事務局から何かございますか。ないようですので、以上をもちまして、1月臨時教育委員会を終了します。

(署 名) 浦上教育長

村本委員
